

\*\*\*\*\*

今月のテーマ **平成24年税制改正大綱**

平成24年度税制改正大綱が平成23年12月10日に閣議決定されました。まだ法案化の段階ではありますが、例年この税制改正大綱の内容のまま法律になっています。しかし、今年はまだ一つ「社会保障と税の一体改革」の素案も平成23年12月30日に発表されて法案化を目指していることから、税制改正の内容がかなり複雑となっています。そこで今回は平成24年度税制改正大綱の確認をいたします。(なお、主な改正項目のみを記載しています。)

1. 個人の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税	給与所得控除	不利	給与の収入金額が1,500万円超の給与所得控除額は245万円が限度	上限なし	平成25年分以後の所得税
	特定支出の範囲	有利	次に掲げる支出を追加 ④職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費 ⑥職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の費用及び職務に通常必要な交際費(これらの合計額は65万円を限度)	①通勤のための支出 ②転勤に伴う転居のための支出(旅費、宿泊費、引越代) ③職務上直接必要な研修のための支出 ④職務遂行に直接必要な資格取得のための支出(弁護士、税理士等の特定の資格取得のための支出を除く) ⑤配偶者と別居を伴う単身赴任者の勤務地と自宅の間の往復旅費のための支出	
	特定支出控除の計算	有利	特定支出の合計額が以下の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額を超える場合には、その超える金額を給与所得控除額に加算する ◆給与の収入金額が1,500万円以下 その給与所得控除額の2分の1の金額 ◆給与の収入金額が1,500万円超 125万円	特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合には、その超える金額を給与所得控除額に加算する	
	役員退職手当の課税方法	不利	役員等の勤続年数が5年以下の者については、2分の1をしない	(退職手当の金額－退職所得控除額) × 1/2	
	住宅借入金等特別控除	有利	【新設】 低炭素まちづくり促進法(仮称)に規定する一定の住宅の新築等をして平成24～25年に居住した場合における住宅借入金等の借入金残高の限度額と控除率は以下のとおりとする ◆平成24年居住 ・控除期間 10年 ・借入金残高 4,000万円 ・控除率 1.0% ◆平成25年居住 ・控除期間 10年 ・借入金残高 3,000万円 ・控除率 1.0%	◆一般の場合 ・居住年度 ～平成25年 ・控除期間 10～15年 ・借入金残高 2,000～5,000万円 ・控除率 0.4～1.0% ◆認定長期優良住宅の場合 ・居住年度 平成21～25年 ・控除期間 10年 ・借入金残高 3,000～5,000万円 ・控除率 1.0～1.2% ◆特定増改築等の場合 ・控除期間 5年 ・特定増改築等借入金残高 200万円 ・控除額 一定の算式により計算した金額	
国外財産調書制度	—	—	時価の合計が5,000万円を超える財産を国外に有している居住者は、その財産の種類、数量及び価額等を記載した調書を、翌年3月15日までに税務署長に提出しなければならない。	なし	—

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税	国外財産調書制度にかかる過少申告加算税等の特例	—	<p>国外財産に関する申告もれ等がある場合の加算税について、調書にその財産の記載がある場合には、その記載のある部分に係る過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、申告もれ等にかかる所得税の5%相当の金額を控除する</p> <p>なお、調書の提出がない場合又は申告もれ等に係る財産が掲載されていない場合には、その部分に係る過少申告加算税又は無申告加算税については、申告もれ等にかかる所得税の5%相当の金額を加算する</p>	なし	平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書
相続税	連帯納付義務	有利	<p>次の場合には、相続税の連帯納付義務を解除する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告期限等から5年を経過した場合</li> <li>・納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合</li> </ul>	相続税は共同相続人相互間等において連帯納付の義務を負わせている	平成24年4月1日以後の申告期限が到来する相続税
	国外財産調書制度にかかる過少申告加算税等の特例	—	<p>国外財産に関する申告もれ又は無申告がある場合の加算税について、調書にその財産の記載がある場合には、その記載のある部分に係る過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、申告もれ等にかかる相続税の5%に相当する金額を控除する</p>	なし	平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書
贈与税	住宅取得資金等の贈与の特例	有利	<p>直系尊属からの贈与により取得した住宅取得資金につき</p> <p>◆省エネルギー性・耐震性を備えた住宅の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年 1,500万円</li> <li>・平成25年 1,200万円</li> <li>・平成26年 1,000万円</li> </ul> <p>までは非課税となる。(東日本大震災の被災者は平成24～26年において1,500万円まで非課税)</p> <p>◆上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年 1,000万円</li> <li>・平成25年 700万円</li> <li>・平成26年 500万円</li> </ul> <p>までは非課税となる。(東日本大震災の被災者は平成24～26年において1,000万円まで非課税)</p>	<p>平成21～23年に直系尊属からの贈与により取得した住宅取得資金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年 500万円</li> <li>・平成22年 1,500万円</li> <li>・平成23年 1,000万円</li> </ul> <p>までは非課税となる。</p> <p>※ 相続時精算課税の場合には、特別控除2,500万円と合わせて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年 4,000万円(旧措置法1,000万円+500万円+2,500万円)</li> <li>・平成22年 4,000万円(1,500万円+2,500万円)</li> <li>・平成23年 3,500万円(1,000万円+2,500万円)</li> </ul> <p>までは非課税となる。</p>	平成24年1月1日～平成26年12月31日までの贈与

## 2. 法人の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期																		
法人税	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	有利	<p>対象資産を、太陽光発電設備や風力発電設備など再生エネルギー特別措置法の認定設備で一定規模以上のものに限定。</p> <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し事業の用に供した場合には、即時償却できる。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業者等</td> <td>左以外の法人</td> </tr> <tr> <td>対象法人</td> <td colspan="2">青色申告法人</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td colspan="2">エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業共用する</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td colspan="2">取得価額×30%</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>取得価額×7% (法人税額×20%を限度)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能</td> </tr> </table>		中小企業者等	左以外の法人	対象法人	青色申告法人		適用要件	エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業共用する		特別償却	取得価額×30%		税額控除	取得価額×7% (法人税額×20%を限度)	なし		※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能		<p>平成24年4月1日以後</p>
					中小企業者等	左以外の法人																	
				対象法人	青色申告法人																		
				適用要件	エネルギー起源CO2排出削減、再生可能エネルギー導入拡大の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業共用する																		
特別償却	取得価額×30%																						
税額控除	取得価額×7% (法人税額×20%を限度)	なし																					
	※控除限度額超過額の1年間の繰越控除可能																						

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
	過大支払利子税制	不利	<p>①概要 法人の関連者に対する純支払利子が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は損金不算入となる</p> <p>※純支払利子=【関連者に対する支払利子等】-【関連者に対する受取利子等】</p> <p>②関連者の範囲 その法人との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者など</p> <p>③調整所得金額 【当期の所得金額】+【関連者に対する純支払利子等】+【減価償却費等】+【受取配当等の益金不算入額等】±【貸倒損失等の特別損益】</p> <p>④適用除外 ・関連者に対する純支払利子等の合計額が1,000万円以下 ・関連者に対する支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下</p>	なし	平成25年4月1日以後開始事業年度
法人税	復興支援措置	有利	<p>福島復興再生特別措置法(仮称)の制定を前提として、以下の措置が講じられる</p> <p>◆福島県全域 ・復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 ・復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度 ・復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等 ・再投資等準備金制度 ・再投資設備等を取得した場合の特別償却制度</p> <p>◆避難解除区域 ・機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度 ・被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度</p>	なし	—

### 3. 地方税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
固定資産税	負担調整措置	不利	<p>住宅用地に係る固定資産税の据置特例を廃止</p> <p>ただし、平成24～25年度については経過措置として以下のとおりになります。</p> <p>◆負担水準&lt;90% 固定資産税の増加</p> <p>◆90%≤負担水準 固定資産税の据置</p> <p>※負担水準=【前年度の課税標準額】÷【本則課税標準額(課税標準額×1/6又は1/3)】</p>	<p>負担水準は地域によりばらつきが生じているので、課税標準額を均衡化させる措置として次のような負担調整措置が設けられている</p> <p>◆負担水準&lt;80% 固定資産税の増加</p> <p>◆80%≤負担水準&lt;100%未満 固定資産税の据置</p> <p>◆100%≤負担水準 固定資産税の据置、又は減少</p>	平成24～26年度の固定資産税